

14.5-41



1200600184084



始



35916

叢A
84
51

商 業 研 究 所 講 演 集

第 五 十 一 冊

增井光藏講演

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

神戸商業大學商業研究所

立憲
政務調査館

叢A
84
51

9. 9.

昭和五年十二月十九日第三十二回講演會講演

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

增井光藏



81W08385

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

昭和五年十一月十六日第三十二回講義録

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

「賠償問題の歴史は自然發展的には國際政治債務の商業化の過程であり、目的發展的には米國金融資本の歐洲制覇の過程である。」——神戸商業大學に於ける本學年度講義の一節より。

増井光藏

はしがき

昨年九月この論題を掲げて私は本學商業研究所講演會にのぞみ極めて素朴なる形にて本稿の荒ら筋を述べた。爾來論題の性質上確定稿として一日も早く發表せんと期しつつも、その日その日の講義の草稿に追はれたる外、屢々病氣のため妨げられて遂に今日に及んだ次第である。ヤング案實施直後に於ける一九二九年九月頃と一九三一年初頭の今日とを比べれば世界經濟

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

の状勢は急角度の展開を遂げてゐる。獨乙賠償金支拂の將來に關する往時のこの論策が果して今日に及んで特に發表する必要があるや否やについては多少の疑をもたぬでもない。が見やうによれば論旨の一部分がいまテストされつゝあるとも考えられる。さもあらばあれ時を得て近き將來に於て、續論を以て之を補ふべきことを期して讀者諸彦の寛容を乞ひたいと思ふ。

一

世界戦争は、その他の諸部面に於けると同じく、いなヨリ以上に深く國際經濟社會の基礎構造を揺り動かした。國際貸借の本質並にその方向の變動は、これが最も顯著なる現はれの一つであらう。

一九一四年以前に於ては資本の國際的移動はその方向に於て經濟的先進國より經濟的後進國へ、その本質に於て、餘剩國民所得の國外再投資、その様式に於て一國民經濟の成員より他國民經濟の成員への私的債權の設定を主とするものであつた。¹⁾

しかるに世界戦争はまづ尠くとも舊交戰國間に關する限りに於て、此の種の對外投資の大部分を抹消した。のみならず一九一四年までの傳統的債權國たりし歐洲大陸の主要諸國は多少ともに債務國となつてゐる。しかもそれは積極的に新らしき經濟發展をファイナンスするためでなく、單に戰亂による破壊を修理するため即ち戰前程度の産業能率を回復するた

めの資金であつた。さらに戦争はその最悪の嫡子として、戰費調達に基づく聯合國相互間の戰時債務及びヴェルサイユ條約によつて生れたる獨乙賠償債務の名の下に、舊交戰諸國の政府相互間に巨額の錯叢したる債務關係を残すに至つた。この債務こそ、債務國の財産或は生産力に何等の寄與するところなき政治的債務であつた。²⁾

戦争により呼び起されたるこれらの變動の結果、一方、戰前に於て債務國たりし北米合衆國は今や世界最大の債權國と化し、他方、從來對外投資の主なる源泉たりし西歐諸國は今や程度の差こそあれ、凡て債務國の列に投ずるに至つた。しかもこれら歐洲債務諸國の網の目の中にて、獨乙こそは世界最大の債務國としてその王座を占めてゐる。即ち獨乙は一九二四年以來外國の銀行及び私人投資家から巨額の資金を仰いだが、その大部分は勿論アメリカからであつた。その上、ヤング案によつて右の二倍以上の現價に相當する賠償債務を負はされることゝなる。しかもヤング案年金の三分の二は各受領國に於て戰時債務の支拂用に充てられることになつてゐる。そしてこれが最終の主たる受領者はこれ又、米國である。ゆゑに戰後の國際債務の決済につき今日最も注視的となるものは獨乙の支拂能力である。賠償金の支拂も戰時債權の取立も、對外投資利子利潤の大部分も、凡ては今後の獨乙支拂能力の消長に繋がつてゐる。獨乙は果して支拂ひ得るだらうか。これが關心は世界の關心であり、また特にアメ

リカの關心でもある。

(1) C. K. Hobson, The Export of Capital, 1914, Chapt. I—III.

Gregor Bienstock, Einführung in die Weltwirtschaft, 1927, S. S. 63—84.

(2) M. J. Bonn, Das internationale Schuldproblem (Das Werden in der Weltwirtschaft, herausgegeben von der Industrie-und-Handelskammer zu Berlin 1926, ss. 77—98).

(3) George P. Auld, The Dawes Plan and the New Economics 1927, Chapt XII—XIII.

The International Financial Position of the United States, published by National Industrial Conference Board, N. Y. 1929. Preface, by Magnus W. Alexander, President pp. V—VIII.

—

獨乙賠償金支拂の歴史は大別して二つの時期とすることが出来る。その第一期は一九一九年六月より一九二四年九月に至る五ヶ年三ヶ月第二期は一九二四年九月より一九二九年九月に至る五ヶ年である。乃ち前者はヴェルサイユ條約締結よりドーズ案成立に至るまでの期間で、その間に於ける賠償支拂は主としてインフラチオンによつて行はれた。後者はドーズ案以後ヤング案までの時期で、其間の賠償支拂は主として輸入外資に頼つてゐる。本稿に於て取扱はんとする獨乙賠償支拂能力の吟味は上記第二期の終了後に續くべき謂はゞ第三期に於ける問題である。換言すればヤング案による賠償支拂計畫期間に於ける獨乙支拂

能力の再吟味である。たゞし本問題考察の便宜上暫くその前史に遡り、舊稿に就いて問題の所在を豫め明かにしやうと思ふ。

世界大戰の結尾をなしたヴェルサイユ媾和條約は、その豫備的段階たる休戰の動因が「無賠償」を旗印とするウィルソン大統領の謂はゆる十四ヶ條覺書にあつたに拘らず、斷然懲罰主義に基く賠償媾和に展開した。而して條約面には單に獨乙が賠償すべき損害の種類を規定するのみで、賠償總額の算定及び賠償支拂方法の決定は、凡べてこれを執行機關たる賠償委員會の手に委ねた。従つて媾和條約は毫も獨乙の賠償支拂能力に對して考慮を拂つて居らなかつたと謂はねばならぬ。このことは廣大なる領土及び植民地の割讓に關する條約規定と照合するまでもない。一言にして謂はゞヴェルサイユ條約は支拂能力に照應せざる政治的債務を一方的意思によつて舊敵國に賦課したものであつた。禍根は凡てこゝに培はれて居つた。尤も既往に於ける戰時償金はいまだ徵資金の域を脱してゐなかつたから世界大戰がかくの如き媾和を以て終了したことには何等の不思議はない。問題はたゞその金額が計算の結果未曾有の額に上つたと云ふ點に存する。

賠償支拂第一期の歴史は、たゞ獨乙側に於ける繰り返されたる支拂猶豫の申出と、聯合國側に於ける最高會議より専門家會議に至る大小各種の頻々たる會合とを以て綴られた。

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

その終末は、最も緊迫したる賠償要求を抱ける佛白兩國による擔保確保の現はれと見るべきルーマ炭礦地帯の占領を轉機として、獨佛双方の疲弊困憊、米國金融資本の對獨投資の氣運醸成、ドーズ案の作成と、矢つぎ早やに急速度を以て展開して、こゝに第一期の幕は閉ざされた。

この期間に於ける賠償支拂問題の解決については、大正十一年二月拙稿「獨乙賠償金問題の前途」(拙著「貨幣經濟の研究」収録)と題する一文の歸結として、當時英國を中心として漸く聲を高めて來た聯合國相互間の戰時債務棒引論——それはまたヴェルサイユ條約の改訂を結果すべきもの——が成り立たぬとすると賠償問題の完全なる解決は、(一)聯合國相互間の戰時債務の整理、(二)ロシアを再び世界經濟の一單位に加へること、(三)國際主義のみによる國際信用機關の創設に繋がること述べた。蓋し、(一)戰時債務の支拂方法に於て、年額、年數等を適當に按配することによつて、間接に獨乙の賠償支拂を容易にすべき可能性が生ずるからであり、(二)ロシアの如き巨大なる市場を有する國際經濟上の重要要素を包容して、その購買力を世界的に動員することは、やがて獨乙の輸出増進による支拂能力を高める所以であり、また(三)當時米國金融資本が積極的に獨乙の賠償問題をファイナンスするが如きことは夢想も出来なかつたので、せめては一九二一年十二月國際聯盟金融部にて採用せられしターミヌラン計畫から竿頭一步を進めて實績を擧げることが期望せられたのであつた。

しかるにその後幸にして(一)戰債問題は一九二三年の英米戰債協定を筆頭に、一九二六年の佛米戰債協定を最後として相當寛大なる條件を以て米國の對歐戰債は殆んど全部その支拂方法を確立した。英國もまた一九二七年の對ユーゴスラビア國戰債協定を最後としてこれ又全部支拂方法の確定を見た。なほ一九二九年ヤング案に於ては戰債整理は一層その歩を進めて、こゝに戰時債務は賠償債務と完全に合流して、今や獨乙政府の政治的債務は米國政府の政治的債權と直接相對應することゝなつた。(二)ロシア通商問題については一九二二年四五月の間、ゼノアに於ける歐洲經濟復興會議に際し主催者ロイド・ジョージの斡旋により招かれて参加したりしも、遂にラツパロに於ける露獨單獨通商協定のため決裂を見たるまゝ遺憾ながら完全なる解決を見ずして今日に及んでゐる。(三)國際主義による信用機關の設定については、その後一九二四年ドーズ案の成立に伴ひ、ドーズ外債による外資の流入を端緒として、獨乙國內通貨制度の確立と相俟つて續々民間外資の流入を呼び、事實上賠償支拂に關する全問題は——勿論一時的のものではあつたが——解決せられたが、一九二九年のヤング案成立とともに、國際決済銀行の名に於て國際主義による信用機關は完成し、この問題は名實ともに解決を見た譯である。

以上三問題の内今日を以て見れば(一)及び(三)の二つは既に解決せられたるものと見るを得

べく、残れるものは(二)ロシヤ通商問題あるのみである。しからば此問題は今日と雖もなほ獨乙賠償問題に對して曩日の重要性を有するか。然り而してヨリ以上に。

尤も戦債整理は一應終了したりと雖も、ヤング案の成立によつて米國對歐戦債の減額は考慮の餘地を多分に含み、その實現の程度に應じて獨乙の賠償支拂負擔は輕減せられる譯である。この點は七年前と事情異らず、ヤング案がこのための途を一層整えたと云ふに過ぎぬ。1)

(4) 拙著、貨幣經濟の研究三〇—三〇六頁及び賠償問題第一章—第三章參照。

(5) 貨幣經濟の研究三二九—三四一頁。

(6) 米國の對歐戦債はこれらの協定成立以前に於ては支拂期間二十五ヶ年、利率四分二厘五毛であつたが、債務國の支拂能力を考慮して英國に對しては支拂期間六十二ヶ年、利率、最初の十年間三分、爾後三分五厘と改められた。また佛米戦債に於ては支拂期間六十二ヶ年、利率最初の五年間無利子、爾後十年間一分、其後の十年間二分、次の八年間二分五厘、次の七年間三分、終りの二十二年間三分五厘と云ふが如き多大の讓歩をしてゐる。

しかしながら斯くの如き甚しく寛大なる條件による佛米戦債協定成立の直後に於て、ロンドンピア大學を中心とする教授團が對歐戦債協定再考論を提議したることは、恰も一九二一年の賠償金總額及びその支拂方法を確定したる倫敦協定成立直後に A Revision of Treaty, 一卷をもつてヴェルサイユ條約の改訂を世に問ふたケインズの心事と脈絡相通するもので、近時國際金融界の一角に戦債棒引論の再擡頭を見ることは決して怪しむに足らぬ。

試みに當時の教授團の共同宣言を讀むならば、その一節に左の文字を見る。

"In our judgement the war debts settlements are unsound in principle..... We do not urge that the debts be completely cancelled. Whether there should be cancellation in whole or only in part depends on many complicated factors yet to be studied. What we do urge is complete reconsideration in the light of present knowledge....." しかも戦債協定改訂論の根據は、それが支拂能力主義に違背せざりしがためにあらざりて、他に存する點は特に注意に値する。

".....We must substitute for the unfair and inappropriate principle of capacity to pay a full and frank reconsideration of the debt and reparation problems, in an international conference to which all the countries concerned shall send representative."

"Our share in the war debt problem arose out of our entry into the war in 1917. True we should have had no occasion for war had there been no European war. But the controversy as to the responsibilities of European Powers for the outbreak of war in 1914 is not pertinent to that other question of why we went to war in 1917. America went into the war on an issue of its own. The *casus belli* for the United States was unrestrained submarine warfare, behind which lay.....in 1917.....an apprehension of decisive military and naval success on the part of the Central Powers imperilling the development of free institutions."

"Our declaration of war was followed by the mobilization not only of our man-power but also of our material and financial resources. From the latter we made extensive advances to other nations fighting a common enemy. Thus rose the first phase of the war debt problem. It was in a time when we were straining every effort to hasten our own direct participation in the war. From the record of debates in Congress, it is clear that these

advances were not regarded by those who voted them as business transactions, but rather as joint contributions to a common cause. But even if we did not have these statements, the grants themselves would have been justifiable upon no other ground. That the borrowers used the credits to help win their own wars is undoubtedly true; but the reason that we loaned them the money was the fact that by so doing they were also helping us to win our war. If this were not so, it would mean that our Government diverted for the use of others vast sums of money and essential war supplies at a time when it was calling upon the country to make every possible sacrifice to maintain its own cause. The credits were freely given because they were to secure for us effective support for our own effort, either directly on the field of battle or indirectly by strengthening the nations associated with us. They would have been justified by no other purpose."

(Statement by members of the Faculty of Political Science, Columbia University on the War Debts Problem, December 20, 1926.)

なほ昭和五年七月十五日發行神戸商大新聞所載拙稿參照

(7) Johannes Friedrich, Das internationale Schuldproblem, 1928. ss. 213—266. ss. 281—304.

(8) ヤング委員會報告書末尾に添付せられたる Concurrent Memorandum but not a Part of the Report. 參照。(Federal Reserve Bulletin, July, 1929 pp. 491—495).

(9) 拙著賠償問題第六章參照。

(10) Young Report, Pt. VI, and Annex I.

Statutes of the Bank for International Settlements.

Paul Einzig, The Bank for International Settlements p.p. 32—43.

(11) 註(8)參照。

III

獨乙賠償支拂の第二期は通貨の安定と豫算の均衡とを回復することを以て主目的としたるドーズ案の成立によつて始まる。即ち該案は賠償支拂第一期に於ける困難の基くところをインフラチオンによる支拂方法にありとなし、インフラチオンの來るところは支拂能力に照應せざる賠償金額の政治的決定にありとした。かくてこの難問を解決するための鍵は、獨乙の現實の經濟力を基礎とする支拂能力であらねばならぬと考へ、その支拂能力認識の前提條件として前記通貨の安定と豫算の均衡とを不可缺事と見たのであつた。換言すれば、ドーズ委員會の目論見は賠償債務の政治的性質を抹消してこれに商業的性質を塗らんとするものである。即ち假りに賠償支拂第一期を以て國家破産による支拂過程と謂ひ得べくんば、ドーズ案によつて開かれたこの第二期は國家和議による支拂過程であつたと云ひ得よう。この過程は後ドーズ委員會の精神を繼承するヤング委員會に於て一層その歩を進め、遂に一九二九年のヤング案は明かに「賠償債務の商業化」及び「賠償年金の資金化」⁽¹⁾を標榜するまでに至つた。

さて獨乙の賠償支拂能力認識の基礎工事を築くことを以て直接の目的としたるドーズ案は勢ひ「支拂能力」そのものゝ再吟味に力を致したことは謂ふまでもない。即ち先づ「獨乙國に

於ける納税者の支拂能力」と獨乙國の聯合諸國に對する支拂能力を區別すること¹³⁾によつて、謂はゆるトランスファ論議なるものを呼び起すに至つた。¹⁴⁾

私は當時「ドーズ案の國際經濟理論」拙著「貨幣經濟の研究」収録なる一文を草してドーズ委員會の明かにしたるこの支拂能力の分析から出發し、國際間に於ける自國貨拂と外國貨拂との本質上の差異に着眼して、賠償支拂上(一)獨乙國內生産力増進の問題と(二)國際金融市場協力の問題と、いづれも對等の重要性を有すべきことを論じ、爲替相場の操りによつて國際金融市場の調節の任に當るべき爲替委員會(Transfer Committee)が、國內通貨政策の掌に當るべき賠償支拂總代表者(Agent-General for Reparation Payments)と協調よろしきを得ば、トランスファの問題は勿論容易の業にはあらざれども決して不可能事にあらざること説いた。¹⁵⁾尤もこの私の論斷は世界の多くの學者の間に受け渡されたる數多きトランスファ論策とともに、ドーズ外債及びその後に於ける巨額の民間外資の流入によつて實證の機會を一時失ふことになつた。即ちこの期間に於けるトランスファはヴァルガの謂はゆる“Scheinttransfer”¹⁶⁾に過ぎなかつた。しかるに五年の後出來たヤング案はトランスファ執行機關の性質權限等を全く變更したから、一九二九年以後のトランスファ問題は全く新らしき角度から取扱はれねばならなくなつた。尤も政策的見地を離れたる純理としては本質的に異なるべき筈はない。

即ちドーズ案によつて投げられた獨乙賠償支拂の可能性に關する問題から抽象された國際支拂理論一般に關する論議は、殊に一方的國際的價值移轉の態様に關する緻密なる研究、或は國際支拂均衡狀態の回復過程に關する新らしき研究を経て、遂には古典派以來その基礎論構に於て甚しき修正を要請せられざりし貿易理論の再吟味にまで進展した。誠にドーズ案によつて與へられんとする理論經濟學上の收獲は相當豊かなものであらうと豫斷される。¹⁸⁾それはとにかくとして、ドーズ案の運用者が以上の意味に於て最も巧みに此案を運用すると假定しても、獨乙賠償支拂の前途には當時なほ彼等の支配下に屬せざる幾多の困難が横たわつて居つた。私はその重要なものとして左の三者を擧げて置いた。¹⁹⁾

(一)獨乙國內に於ける生産要素の移動性——たとえば國防の見地よりする食料品及び原料品の自給策、或は軍需品工業保護策等は生産要素が國內産業より輸出産業に自由に推移することを妨げる要因である。

(二)獨乙輸出品に對する世界需要の伸縮性——世界需要の自由なる發動を促すための先決問題として保護關稅の撤廢輕減、通商上の機會均等の實現等は缺くべからざるものである。

(三)獨乙國民の生存及び健康維持に必要な生産力の限度保障——蓋し國民の生存と健康

は永久に亘る生産能率の維持及び増進の基礎条件であるから、たとへ輸出能力増進のため——合理化に伴ふ——勞銀引下げと雖も、この限度を越えることは出来ぬ。

賠償支拂第二期に於けるその後の経過に徴するに、(二)の點については一九二五年、ロカルノ條約成立等によつて歐洲の安全保障は確保せられ、その上ライン地方撤兵も着々進捗したるを以て、獨乙としては國防的見地より生産要素を固定せしむる必要は次第に減するに至つた。しかのみならず此期間に於ける豫期以上に多額の輸入外資は獨乙の凡ゆる生産要素を動員する上に於て多大の効果を示した。従つて右の意味に於ける生産要素の移動性に關する問題は既に解決せられたるものと見ることが出来る。²⁰⁾ つぎに(三)の點については問題の解決は、益々困難である。蓋し各賠償債權國はいづれも保護主義に基く國內市場閉鎖のため、世界市場はいよいよ狹隘となり、競争は益々激甚となる。就中世界最終の債權國にして同時に世界最大の購買力を包藏する米國の關稅政策が斷然その保護的色彩を緩和するに至らざる限り絶望の外はない。最後に(三)の點即ち獨乙國民の生存及び健康維持については、ドーズ委員會に於て當時獨乙側より提議したる賠償支拂に關する生産的擔保物件中より食料品産業たる農業を除外せざるを得ざりしほど危殆に瀕し居たれども、これまた巨額の輸入外資のために産業界は一般に活況を呈し、獨乙の實質賃銀は寧ろ増大して、²¹⁾ 尠くとも賠償支拂第二期に

於てはこの問題もまた解決せられたりと見ることが出来る。

以上によりて見るに、賠償支拂第二期の初頭に於て新らしく考察に入りし諸問題の内、(二)及び(三)は此期間に於けるトランスファー問題解決の手段として役立ちし輸入外資によつて一應解決を見ることが出来たのである。即ち第二期に於ける巨額の外資輸入は、一方に於ては爲替市場に手形の異常の供給を發動せしめることによつて、マーク貨幣の對外價值の下落を防止し、事實上ドーズ案による國際支拂機構の中核を形造れる謂はゆる Transfer Protection Clause²²⁾ の摘用を必要ならしめたとともに、他方に於ては、國內に於ける産業合理化資金として作用して凡ゆる生産設備を改善して他日の輸出増進に對する準備を完了したのである。かくて第二期に於て未解決のままに残されたる問題は、(一)獨乙輸出品に對する世界需要の伸縮性、殊にそれを著しく妨ぐる要因としての關稅問題のみとなる。

以上を以て見るに賠償支拂の第一期、第二期を通じて遂に未解決のまゝ残されたる問題は(一)ロシヤ通商問題、(二)戰債軽減問題及び(三)關稅軽減問題の三である。(未完)

(12) ヤング委員會報告書テキスト第十部「商業化及び資金化」の冒頭に於てこれらの用語の意義を視ふに足るべき左の文字を掲げてゐる。

“Having recommended the creation of the Bank for International Settlements in order to provide machinery for the removal of the reparation obligation from the political to the financial sphere, we have further considered what

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

procedure is necessary in order to assimilate this obligation as closely as possible to an ordinary commercial obligation. ("commercialization")

Further, certain Governments are known to attach particular importance to the possibility of raising money by the issue to the public of bonds representing the capitalization of the unconditional portion of the annuity. ("mobilization").

Federal Reserve Bulletin, July, 1929 p. 477.

(13) これにトキキーズ委員會報告書第一節第八章に左の言葉がある。往々誤解される恐れがあるから特にテキキーズを示す。(ドーズ案及びヤング案のテキキーズについては成案當時の委員長が共に米人なること、その人々が米國金融資本家と直接關係をもてること等の事情に顧みて、キウ英文報告書に據るべきものと考へる。以下引用は凡て英文テキキーズによる。)

The Distinction between the Taxpayers'

"Capacity to Pay" in Germany and Germany's Capacity to Pay the Allies.

"There has been a tendency in the past to confuse two distinct though related questions, i. e., first the amount of revenue which Germany can raise available for reparation account, and, second, the amount which can be transferred to foreign countries. The funds raised and transferred to the Allies on reparation account can not, in the long run, exceed the sums which the balance of payments makes it possible to transfer, without currency and budget instability ensuing. But it is quite obvious that the amount of budget surplus which can be raised by taxation is not limited by the entirely distinct question of the conditions of external transfer. We propose to distinguish sharply

between the two problems, and first deal with the problem of the maximum budget surplus and afterwards with the problem of payments to the Allies. In the past, the varying conclusions formed as to Germany's "Capacity" have often depended upon which of these two methods has been chosen."

Harold G. Moulton, The Reparation Plan 1924. Appendix A, p. 160.

(14) 本稿に於てはトランスマフナー理論そのものを取扱ふことは避けねばならぬが試みに今日までに學界に現はれたる諸論策の内、顯著なるものを擧げんが左の通りである。

「獨逸に於けるトランスマフナー論議」

無數にして殆んど枚擧に堪へないが、ドーズ案直後に表はれた文獻は凡て Bibliographie zum wirtschaftlichen Problem der deutschen Reparationen, von Hermann Curtz—Weltwirtschaftliches Archiv. 22 Bd. Hft. 2 (Okt. 1925) 23 Bd. Hft. 1 (Jan. 1926) の中に収録されてゐる。その後のものについては、また此種の整理されたものを持たない。フイックが一九二九に出した書物の中には比較的よく網羅されてゐる (Harald Fick, Transferproblem und Transfertheorie, 2 Kapitel: Die Transfertheorien der wissenschaftlichen Literatur. S.S. 3—12)

私はこれらの諸論策を便宜上左の如く分類して見る。

(一) 輸出超過説——一般に輸出超過のみが究極に於てトランスファーを可能ならしむると見る漠然たる通説。ドーズ案直後に現はれたるモールルトンの著書はトランスファーに關しては主として此點を強調したものであつたが直にクチンスキーの手によつて獨譯せられた。引續き一九二四—二五オイレンベルグ、ビュルヒャー、シュナイダー等の諸論策が現はれてゐる。

しからば、眞實のトランスファー能力と見るべき輸出能力は如何にして發動するかに關しておのづから論陣は分れざるを得ない。

(a) 自働説——賠償金の國內的取立が國民經濟に及ぼす作用そのものが輸出超過を發動せしめて、トランスファーは自動的に進行るとの説(ヘランダー、ラウテンバツハ、ハイマン、ルエブケ、ハーン等)

(b) トランスファー政策説——(a)の如く自動的にトランスファーは行はるるものにあらず、進んで輸出超過の發生を促すべき經濟政策を必要なりとする説(オイクン、ミューレンフェルス、モンベルト等)

(c) 自働反對説——賠償金の國內的取立は寧ろ物價、貨銀を騰貴せしめると共に他方に於ては輸出のために必要な生産物の生産を減退せしむるとの説(グートマン、ベツケラート、リフマン等)

(d) 政策反對説——經濟政策殊に割引政策による物價引下げは一般理論上又は獨乙の現状より見て實現性なしとする説(ジンガー、シユルツ、ゼリシグ、ベツケラート、リフマン等)

(ii) トランスファー無視説——凡そトランスファー問題は國際支拂に於て均衡を保持し得ざる範圍に於てのみその重要性をもつべきものなるが、今日の進歩したる國際金融市場の機構は、かゝる場合に國際信用(殊に短期信用)の受授によりてこれを補充するを常とするがゆゑに、トランスファーには問題性なしとする説(パリーイ、シユルツバツハ、マールベルグ等)

二、歐洲に於けるトランスファー論戰

一九二九三月、巴里に於けるヤング委員會開催中にケインズはEcon. Journalに於て獨逸賠償金トランスファー問題につきベルサイユ條約改訂論に立脚する前記(ii)(d)政策反對説の立場を代表するその持論を披瀝したのを導火線として、同誌次號に於てはコーペンハーゲン大學ホーリン教授がこれに對して、前記(a)自働説に當るべき購買力移動説の立場をとりて應戦し、同時にケインズまた辯駁の一文を書いた。しかるに更らに同誌次號に於ては、巴里ソルボン大學ルーエフ教授は此論戰に参加し、一方に於てはホーリンの購買力移動説に反對しながら他方に於ては、普佛戰後(賠償支拂時期)及び世界戰爭以後に於けるフランス國際支拂表を引用して貿易自働調節作用を強調し、トランスファーの問題性を否認してケインズに迫つた。ホーリンまたケインズの駁論に答ふる一文を書き、ケインズはルーエフに對する答論と、ホーリンに對する再駁論とを同時に掲げて、この論争は一と先づ幕を閉じた。(Economic Journal March, June Sept. 1929)

なほ前記ルーエフの論文は同時に佛文にてRevue d'économie politique No. 4, 1929誌上に發表せられた。(Ruelf, Les idées de M. Keynes sur le problème des transferts.) またケインズの最初の論文に刺戟せられて書かれたるものD. Davidson, The Problem with regard to the Transfer of the German Reparations(Ekonomisk Tidsskrift, Upsala No. 2, 1929)がある。

三、米國に於けるトランスファー論議

American Economic Association 第四十二年次例會第二日(一九二九十二月二十八日)に於て「賠償支拂協定と國際資本移動」なる題目にて、シカゴ大學ラフリン座長の下にハーバード大學ウイ

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

リアムス及びコロンビア大學アンツェルの研究報告の後ブラウン大學ブラウン並にモールトンの意見発表があつた。

ウイリアムスはまづケインズ、モールトン一派のトランスファー重視説とアンダーソン、ホーレイ一派の國內取立重視説との對立を述べ、兩者に共通の謬見として、現在獨乙は賠償支拂を行ひ居らずと解する點にありとした。即ちかれらは等しく外資による支拂を以て支拂の繰延であると見てゐる。蓋し古典派貿易理論の傳統に禍されたものである。しかるに資本移動の積極的過程は國際間に於ける生産力移動の點に存する。ドーズ案及びヤンク案によつて賠償支拂過程は長年月に引き延ばされた。外資輸入はこの賠償支拂過程に於ける重要な構成部分である。この長期に亘る支拂過程に於てこそ、貿易自働調節の問題も解決し得られる。結局外資輸入による支拂から商品輸出による支拂への轉機は諸論者の考ふるが如く國際貨銀の動きではなく、國際金利の動きであると主張してゐる。要するに此の説は國際間に於ける生産要素の移動を根底とする前記(二)トランスファー無視説であるが、幾分(一)(a)自働説をも加味したものと云ひ得る。

アンツェルはドーズ案以後の輸入外資が國內的には疲弊せる經濟復興の動力となり、國際的には支拂均衡上の重要要素として賠償金及び外資利子並に入超の決済に役立つたことをまづ認めるが、この期間に於て獨逸は自國資源からは一文のトランスファーも行はなかつたと明言し、將來の問題はこの點に集まると云ふ。而して、賠償支拂に關し國內取立と對外支拂とを區別することの必要を論じ、國內取立は差したる困難なく、問題は凡て獨乙の將來に於け

るトランスファー能力にありと見、その實體をなす大輸出超過の發生に對しては多大の困難を豫想してゐる。而して輸出超過發生に關しては前記(一)(b)トランスファー政策説に屬すべきものであるがその前途については多分にケインズ流の悲觀説に傾いてゐる。

ブラウンはまづ兩説を批判して、その各の眞理性の限界について述べたる後、問題は獨乙が現在ヤンク案によつて負擔するが如き形態の賠償義務を果して履行し得るや否やに係るとしてゐる。これに關して論斷せんとするならば、國內取立重視説のみでは不十分である。また輸入外資による生産力が獨乙國民經濟を培つて必要な輸出品を生産すると云ふだけでも同じく不十分である。要は獨乙國際支拂表中の invisible items を測定し、何等かの方法によつて visible items をそれに調和せしめればならぬ。ヤンク案の要求に應ずるに足る如き貿易調節は差し當り不可能である。しかもこれらの問題は更らに多くの統計的取扱を必要とする

と結んでゐる。

モールトンの言説は原稿の提出なかりしたため記録に載つて居らぬ。
(Papers and Proceedings of the Forty-second Annual Meeting of the American Economic Association, Washington, D. C. Dec. 1929. — The American Economic Review, Vol XX No. 1 Supplement, March 1930, p. 73—92.)

(15) 拙著貨幣經濟の研究二六九—二九八頁

(16) ツアルカは Scheintransfer について次の如き記述をなしてゐる。

「だがたとへ、合衆國にとつて聯合國間債務からの支拂を受取る可能性があり、従つて引渡しの困難は受取人の側では打克てると假定しても、それと共に、ドイツにとつても亦た賠償總額を引

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

渡すことの可能であることが證明されたわけでは決してない。こゝではとりわけ引渡しの從來の成功は少しも將來に對する證據力をもつものでないことが強調されねばならぬ。一般に從來はまだ何等引渡し問題といふものは起らなかつたのであつて、單に、自分自身の經濟の價値生産物が賠償支辨のために充用されるのでなく、この目的のために外國借款が成立した場合に、私はその手續を名づけて「見せかけの引渡し」Scheintransfer としたものが起つただけである。』(ヴアルガ世界經濟年報第四輯一二頁)

Sulzbach, Zur Transferfrage, Zeitschrift für gesamte Staatswissenschaft, Bd. 82, 1927, S. S. 137, 150.

(17) ヤング案に於ては賠償支拂に關し一方に於ては獨乙をして外貨支拂の責任を負擔せしむるとともに他方に於ては獨乙の經濟自主權を尊重し、その結果として、ドーズ案に於て設けられし債權國側の統制主義に基く賠償執行機關たる Agent-general for Reparation Payments, Transfer Committee, 及び各 Commissioners を廢し且つ賠償委員會と獨乙國政府との直接の關係を打切ることにした。而して新らしく出來た純商業主義による國際決済銀行がこれに代つて賠償支拂事務を取扱ふことゝなつた。従つてヤング案以後に於ては賠償執行機關を通じて働く債權國側のトランスファー促進政策は全然期待することは出來ない。従つて將來の賠償支拂は獨乙國民の賠償意志の如何につながる部分が多くなる。これ獨乙國內の政情の動きが賠償問題の前途に對して愈々重要性をもつことを意味する。(昨年はれし總選舉後の獨乙議會に於ける各政黨陣營の激變に注意せよ)

(18) 前記(13)に於て掲げたものゝ外、直接貿易理論の檢閲を試むるものとしては左の如きものがある。

James W. Angell, The Theory of International Prices. 1926.

F. W. Taussig, International Trade. 1927.

John H. Williams, The Theory of International Trade Reconsidered. (Econ. Journal, June, 1929)

A. C. Pigou, Disturbances of Equilibrium in International Trade. (Econ. Journal, Sept, 1929)

Wilhelm Röpke, Geld und Aussenhandel. 1925.

H. Weizmann, Kritischer Beitrag zur Theorie des internationalen Handels. 1926.

Gustav Cassel, Theoretische Sozialökonomie, 4 Aufl. 1927.—Buch V. Der internationale Handel.

Eugen Melchinger, Die internationale Preisbildung. 1929.

Haberler, Die Theorie der komparativen Kosten und ihre Auswertung für die Begründung des Freihandels.

(Weltwirtschaftliches Archiv, Bd. 32, Hft. 2, Okt., 1930)

(19) 拙著「貨幣經濟の研究」二九八一—三〇〇頁

(20) この状態は最近に至つて著しく變動してゐる。即ち一九三〇年の獨乙總選舉に於ける國粹主義者の擡頭以來、ムツソリーニ治下のイタリーと獨乙との提携漸く密となり、全世界に於ける平和並に軍縮の雰圍氣の中に一抹の陰影を投げてゐる。而してこの陰影が國際投資家の判斷に及ぼすべき作用は決して輕視することは出來ない。

(21) 左表によりて知り得る如く、この期間に於ける獨乙の實質賃銀の上昇傾向は熟練労働者に於て、一九二四年の二五・九二より一九二八年の三三・七二へ、また不熟練労働者に於て、一九二四年の一九・六二より一九二八年の二五・八九への數字によつて覗かれる。而してその趨勢は、一九

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

二七年に於ける熟練労働者の極めて軽微なる下降を除けば常に上昇を以て一貫してゐる。尤も戦前基礎に比すれば不熟練労働者に於てのみ回復し熟練労働者に於ては一九二九年に入りてもなほ達せず。

	Gelernte			Ungelernte		
	Lohn	Index für die Lebenshaltungskosten	Reallohn	Lohn	Index für die Lebenshaltungskosten	Reallohn
1913	34.73	100.0	34.73	23.29	100.0	23.29
1922
1924	33.08	127.6	25.92	25.05	127.6	19.62
1925	42.29	139.8	30.25	32.00	139.8	22.89
1926	45.40	141.2	32.20	34.29	141.2	24.28
1927	47.47	147.6	32.16	36.31	147.6	24.60
1928	51.16	151.7	33.72	39.28	151.7	25.89
1929	52.63 ^x	154.4	34.09	40.74 ^x	154.4	26.39

×印は四月のみの数字

(右は同僚柴田銀次郎君を煩して獨乙帝國統計年鑑より算出したるものである、記して謝意を表する。)

アンジエルは國際労働事務局の数字を加工して(一九二八の数字は他の材料による)獨乙に

於ける平均實質賃銀の變動を指數を以て左の如く示してゐる。この場合に於ては一九二六年に於て輕微なる下降を示す外、一九二四以後一般に繼續的に上昇線を畫いてゐる。

Year	Index
1913	100
1922	75
1923	65
1924	81
1925	97
1926	96
1927	98
1928	104
1928(Dec)	106

J. W. Angell, The Recovery of Germany, 1929, p. 256)

参考のためにこの期間に於ける獨乙の失業統計を見るに一九二六年に於て、ドイツ外債に次ぐ突發的外資輸入による好景氣に續く反動的段落が顯著に現はれてゐるが、通じて一九二四年程度に比して必ずしも増進したとは謂へない。(一九二九年以後のことはこゝには暫く論ぜぬ。)

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

Arbeitlosigkeit in den Gewerkschaften in v H der erfassten Mitglieder

Ende des Monats	im Durchschnitt	1923	1924	1925	1926	1928	1928
	9107-13						
Jan.	3,0	4,2	26,5	8,1	22,6	16,5	11,2
Feb.	2,7	5,2	25,1	7,3	22,0	15,5	10,2
März	2,2	5,6	16,6	5,8	21,4	11,5	9,2
April	2,1	7,0	10,4	4,3	18,6	8,9	6,9
Mai.	2,2	6,2	8,6	3,6	18,1	7,0	6,3
Juni	2,2	4,1	10,5	3,5	18,1	6,3	6,2
Juli	2,1	3,5	12,5	3,7	17,7	5,5	6,3
Aug.	2,1	6,3	12,4	4,3	16,7	5,0	6,5
Sept.	2,0	9,9	10,5	4,5	15,2	4,6	6,6
Okt.	2,1	19,1	8,4	5,8	14,2	4,5	7,3
Nov.	2,3	23,4	7,3	10,7	14,2	7,4	9,5
Dez.	3,2	28,2	8,1	19,4	16,7	12,9	16,7
Jahresdurchschnitt	2,4	9,6	13,5	6,7	18,0	8,7	8,6

(Statistischer Jahrbuch für Deutsche Reich 1929, S. 278)

なほ向井鹿松氏の數字参照(同氏著「産業の合理化」二四八一―二五〇頁)

(23) ドーズ案ヲキリストに於ける Transfer Protection に關する文章左の如し。(イタリツクは筆者)

“This (Transfer 筆者) Committee will regulate the execution of the program for deliveries in kind and the payments under the Reparation Recovery Act, in such a manner as to prevent difficulties arising with the foreign exchange. They will also control the transfer of cash to the Allies by purchase of foreign exchange and generally so act as to secure the maximum transfers, without bringing about instability of currency.” (Report Pt. I, XIII)

“The (Transfer 筆者) Committee shall have power, and it shall be its duty:

a. To apply such bank balances (deposits in the Reichsbank on account of The Agent-general for Reparation Payments 筆者) for payments for deliveries in kind and payments under the Reparation Recovery Act, in accordance with the program established period cally by the Reparation Commission, after consultation with the Transfer Committee as to the character and amount of such deliveries;

b. To convert these bank balances into foreign currencies from time to time and, after conversion, to remit them in accordance with the instructions of the Reparation Commission.

Both the foregoing powers a and b to be exercised to the extent to which in the judgment of the Committee the foreign exchange market will permit, without threatening the stability of the German currency.” (Report, Annex 6, IV.)

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

増 井 光 藏

目 次

- 一、開 題
- 二、ドーズ案以前の諸問題 二月號所載
- 三、ドーズ案以後の諸問題
- 四、貿易表より見たる支拂能力 本號所載
- 五、外資輸入と國際收支均衡 本號所載
- 六、結 語

四

以上を以て見るに賠償支拂の第一期第二期を通じて遂に未解決のまゝ残されたる問題は(一)ロシヤ通商問題(二)戦債軽減問題及び(三)關稅輕減問題の三である。(本誌二月號所載)いづれも當該國の政策の改變によりて必ずしも局面を打開し能はざるものではない。しかるに茲にヤング案以後の賠償支拂第三期に於て特に多大の考慮を要するものは主として自然的諸條件

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

によつて制約せらるべき獨乙國民經濟の構成に關する問題である。わたくしがこの點を特

に重視する所以は、ドーズ案成立によつて呼び起された
 國際支拂に關する理論鬭争の如何に拘らず、國際支拂
 の最終究極の姿は常に貿易差額——インヴィジブル、ト
 レードを含めて——であらねばならぬ、との點に於て何
 人も絶對的にこれを否定することを得ないからである。¹⁾
 トランスファー理論そのものを検討することは本論稿
 の範圍を越ゆるがゆゑに、しばらく以上の出發點にたち、
 私は賠償支拂第三期に於ける獨乙の支拂能力の吟味に
 當つて、以下まづ第二期に於ける貿易表に顯はれたる變
 動について考へて見やう。

上の表の示す如くこの期間に於ける獨乙の貿易は貿
 易差額——實物賠償を含む——に於て常に不利を示し、
 平均入超年額二十億マーク、五ヶ年入超累計百億マーク
 に上つてゐる。しかも興味あることは、通貨安定後に於

獨乙外國貿易表 (單位百萬マーク)

	1924	1925	1926	1927	1928
輸入額	9,083	12,362	10,002	14,228	14,001
輸出額(賠償を除く)	—	8,798	9,784	10,222	11,638
實物賠償額	—	492	631	579	663
總輸出額	6,552	9,290	10,415	10,801	12,301
輸入超過額(賠償を除く)	- 2,531	- 3,564	- 218	- 4,006	- 2,363
輸入超過額(賠償を含む)	—	- 3,072	+ 413	- 3,427	- 1,700

* 占領地に於て貿易行政停止せるため此數字は信頼出來ず
 [獨乙統計年鑑 1926(S. 136)及 1929(S. 186)より]

けるこの貿易表の事實は戦前に於ける獨乙の貿易表の事實と對照して大差なき點である。
 即ち一九一〇—一三年の四ヶ年間に於ける平均入超年額は十三億七千萬マークであるが、こ
 れを物價騰貴率四〇%を以て換算すれば約二十億マークの平均入超年額となる。²⁾
 なにゆゑ巨額の賠償債務を有する獨乙が、合理化に熱中し輸出増進を策したるにも拘らず、
 反對にかくの如き入超を続けねばならなかつたか。

まづ貿易品種について見る。一九二四—二八年の五ヶ年間に於ける獨乙貿易品種の總貿
 易額に對する百分率平均を覗ふに、輸出に於ては完製品七三・〇%、原料品及び半製品二一・五%、

獨乙輸出品種別表

	1913		×1924		1925		1926		1927		1928	
	金額 (單位百 萬マーク)	%	金額 (單位百 萬マーク)	%	金額 (單位百 萬マーク)	%	金額 (單位百 萬マーク)	%	金額 (單位百 萬マーク)	%	金額 (單位百 萬マーク)	%
生動物	7.4	0.1	17.9	0.3	21.7	0.2	24.4	0.2	29.1	0.3	18.8	0.1
食料品	1,069.5	10.6	348.2	6.8	519.8	5.6	503.8	4.8	440.8	4.1	622.8	5.1
原料品及半製品	2,274.1	22.5	785.0	15.3	1,995.9	21.5	2,732.0	26.3	2,607.6	24.1	2,749.6	22.4
完製品	6,746.2	66.8	3,982.7	77.6	6,753.0	72.7	7,154.3	68.7	7,723.5	71.5	8,884.5	72.4

× 1924年度に於ては貿易行政の一部が外國の手に歸しおたるため其總額につきは信頼し得ず
 [獨乙統計年鑑 1926(S. 138—139)及 1929(S. 187)より]

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

獨乙輸入品種別表

	1913		× 1924		1925		1926		1927		1928	
	金額 (單位百 萬マカ)	%	金額 (單位百 萬マカ)	%	金額 (單位百 萬マカ)	%	金額 (單位百 萬マカ)	%	金額 (單位百 萬マカ)	%	金額 (單位百 萬マカ)	%
生動物	289.7	2.7	83.7	1.2	122.0	1.0	119.7	1.2	170.9	1.2	144.8	1.1
食料品	2,807.8	26.1	2,105.2	31.1	4,023.0	32.5	3,571.0	35.7	4,326.1	30.4	4,187.9	29.9
原料品及半製品	6,281.0	58.3	3,450.5	51.0	6,211.7	50.3	4,947.7	49.5	7,192.3	50.6	7,218.4	51.5
完製品	1,392.2	12.9	1,129.6	16.7	2,005.4	16.2	1,363.0	13.6	2,538.7	17.8	2,450.1	17.5

× 前同様
〔獨乙統計年鑑 1926(S.S. 138-139) 及 1929(S. 187) より〕

食料品及び生動物五・五%、輸入に於ては原料品及び半製品五〇%、食料品及び生動物三・三・五%、完製品一六・五%の割合である。即ち輸出品の三分の二以上は完製品であり、輸入品の大半は反對にこれがための原料品及び半製品である。のみならず輸入原料に加工する際に絶對に必要な労働力の根元をなす食料其他生活用品もまた總輸入額の三分の一を占めてゐる。かくて右期間内に於て獨乙の原料輸入と製品輸出との差額は平均年額十二億マカ(出超)を示してゐるに拘らず、右の食料品輸入のために差引かれて全體としては輸入超過となつてゐる。蓋しその基くところは獨乙國民經濟の國際經濟に於ける地位によるもの、たとえば(一)食

料品生産能力に比し人口過多なること、(二)自國領土内に必要な原料供給地を有せざること、(三)多くの産業部門が外國市場に依頼すること等によるものであらう。従つて國民經濟の基礎構造が今後有利に變化せざる限り——尤も世界戦争とヴェルサイユ條約とによつて不利に變化してはゐるが——以上の諸現象は容易に變動すべくもない。しかも一國々民經濟の基礎構造の推移は突發的事變によらざる限り元より短日月の間に期待することは出来ぬから、この點は將來に於ける賠償支拂實行の問題に對して重要な意義をもつことになる。

獨乙輸出市場

	1913		1925		1926		1927		1928	
	金額 (單位百 萬マカ)	%	金額 (單位百 萬マカ)	%	金額 (單位百 萬マカ)	%	金額 (單位百 萬マカ)	%	金額 (單位百 萬マカ)	%
西部ヨーロッパ	5,272	52.2	4,748	51.3	5,515	52.8	5,538	51.4	6,098	50.7
英	1,438	14.2	944	10.1	1,177	11.3	1,166	11.1	1,202	10.0
佛	790	7.8	482	5.2	670	6.4	562	5.2	693	5.8
和	694	6.9	996	10.7	1,127	10.8	1,119	10.4	1,178	9.8
スカンディナヴィア	676	6.7	855	9.2	922	8.8	946	8.8	1,033	8.5
白耳義ルクレンツルカ	551	5.5	325	3.7	418	4.0	441	4.1	489	4.1
瑞	536	5.3	434	4.7	422	4.1	491	4.5	574	4.8

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

伊	大	利	394	3.9	423	4.5	486	4.6	461	4.3	547	4.5
其	他	他	202	2.0	289	3.1	293	2.8	322	3.0	381	3.2
中	東	南	2,300	22.7	6,861	22.8	2,004	19.4	2,440	22.5	2,915	24.1
央	部	部			320	3.4	311	3.0	366	3.4	426	3.5
日	及	利			96	1.0	108	1.0	142	1.3	154	1.3
埃	太	利	1,105	10.9	454	4.9	423	4.1	522	4.8	649	5.4
甸	牙	亞			880	8.7	951	9.7	330	3.1	403	3.3
荷	羅	亞			73	0.7	226	2.4	215	2.1	207	1.9
比	西	亞			242	2.4	766	8.4	681	6.7	873	8.0
國	葡	國			1,547	15.3	1,422	15.3	1,611	15.4	1,647	15.2
其	其	他			713	7.1	604	6.5	744	7.1	776	7.2
南	北	加	1,547	15.3	1,422	15.3	1,611	15.4	1,647	15.2	1,757	14.6
北	米	國			266	2.6	269	2.9	273	2.6	298	2.8
合	衆	丁	266	2.6	200	2.1	189	1.8	162	1.5	196	1.6
亞	聯	爾	200	2.0	349	3.8	405	3.9	411	3.7	418	3.5
其	邦	他	368	3.6	732	7.9	927	8.9	826	7.7	923	7.7
亞	南	亞	648	6.5	200	2.3	247	2.4	257	2.4	280	2.3
亞	非	利	203	2.1	43	0.4	69	0.7	83	0.8	76	0.6
亞	利	加	104	1.0	6	0.0	42	0.4	10	0.1	6	0.0
亞	洲	洲	9	0.1								
其	他	他										
合	計	計	10,097	100	9,290	100	10,415	100	10,301	100	12,051	100

〔獨乙統計年總一九二七(304—5頁)及一九二九(232—3頁)より〕

なほ獨乙の輸出仕向先に關する考察もまたこの問題の重要性を裏書してゐる。即ち一九二八年度に於ける獨乙の總輸出額中七五%の多額を占むるものは將來いよいよ激烈なる競争を豫想せしむる對歐洲諸國向の輸出である。他は極めて少額にして對南北アメリカ輸出の一四六%を筆頭に對亞細亞七七%、對アフリカ二三%、對濠州〇六%等の順位を示してゐる。更らに輸出仕向先を國別表によつて見るに、その重要度は英和北米合衆國、佛、チェッコ、瑞、西、伊の順位にて、以上八ヶ國にて總輸出額の五〇%を占めてゐる。しかもこれら輸出仕向先に關する順位割合等もまた大戰前の貿易表と殆んど大差なきことは注目に價する。ケインズが一九二九年三月巴里に於てヤング委員會開催中に發表したる論策に於て“*My own view is that at a given time the economic structure of a country, in relation to the economic structures of its neighbours, permits of a certain natural level of exports, and that arbitrarily to effect a material alternation of this level by deliberate devices is extremely difficult.*”と書してゐるのはこの意味に解すべきものであらう。(一)たとへば私の謂はゆるトランスファ一重視説の急先鋒パリーイの如きすら第一次作用として、國際金融市場のソリダリティーによりトランスファ一機構は國際金利關係を通じて圓滑に運営せられると論じつつも、そのソリダリティーの濃度を決するものは當該國の國際經濟化の程度によるとなし、其限度を越えては——第二次作用として——古典派の謂はゆる國際價格關係を通じての貿易調節によるトランスファ一過程が實現すると論じてゐる。(Melchior Palyi, *Der*

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

Zahlungsbilanzgleich bei einseitigen Wertübertragungen, Archiv f. Sozialwiss u. Sozialpol. 56 Bd. S.S. 302-338)
 反對にカスセルは一方トランスファ實現過程を國際價格機構に求めることを拒みながら、他方資本輸出と商品輸出との緊密なる聯繫を強く主張して“Eine Kapitalüberführung in abstracto, wie man sich in der Politik die Sache gern vorstellt, gibt es nicht.” (Kassel, Theoretische Sozialökonomie, S.S. 626-627. The International Movements of Capital, Lectures on The Harris Foundation, The University of Chicago 1928, p.p. 18-24.)

(2) 参考表

獨乙の戦前に於ける
平均輸入超過額
(單位百萬マール)

年次	輸入	輸出	入超
1910	8,934	7,475	1,459
1911	9,706	8,106	1,600
1912	10,692	8,957	1,735
1913	10,770	10,097	673
合計	40,102	34,635	5,567
平均	10,026	8,659	1,367

(獨乙統計年鑑一九二九年一八六頁より算出)

獨乙の卸賣物價指數

1913	100
⋮	⋮
1924	137.3
1925	141.8
1926	134.4
1927	137.6
1928	140.0

(獨乙統計年鑑一九二九年二三八頁)

(3) 將來に於けるトランスファ實現に關し最も重大なる關係を有する完製品の輸出額について見るに、一九二四—二八年に至る期間に於ては總輸出額中に於て占むるその割合は尠くも増進して居らぬ。もしこれを一九一三年度と比較するときは多少の増加を示してゐる。また完

年度	製品の種類別表より	
	完製品輸出額中の割合	原料品及半製品輸出額中の割合
1913	66.8	89.3
⋮	⋮	⋮
1924	77.6	92.9
1925	72.7	94.2
1926	68.7	95.0
1927	71.5	95.6
1928	72.4	94.8

[本誌頁獨逸輸出品種別表より]

製品の外に半製品及原料品の輸出を加算しても右の趨勢は殆んど變動を見ない。

假りに上表の數字につき一九一三年と一九二八年との間に於ける増加率を算出するならば完製品に於ては八三・八%、完製品、半製品及び原料品に於ては六一・六%となる。これを年々の増加率に直せば完製品に於て〇・五六%、完製品、半製品及び原料品に於て〇・四一%となる。つきに比較的現實の狀況に近き事例によるとして通貨安定後の期間につき且つ完製品、半製品及び原料品の範圍に於て算出せば、その年々の増加率は〇・五一%となる。ゆゑにかりに他の事情に變動なしとせば、一割の輸出増進のためには二十年の長年月を要することとなる。

(4) 尤も獨乙の對露輸出はドーズ案成立以來次第に回復の勢を示してはゐるが、これを一九一三年と比較するときは尙ほ大體半減してゐる。しかもバルカン諸國並に其他の新興諸國への輸出は激増してその缺を補ふて餘りある有様である。(前掲「獨乙輸出市場」参照)

(5) Keynes, The German Transfer Problem, Economic Journal, Mar. 1929, P. 6.

五

しからば賠償支拂第二期に於けるこの商品貿易上の缺損約百億マールは如何にして支拂

はれたるか。

既に述たるが如く獨乙の商品貿易は開戦以來常にその大勢に於て變動を見ざりしに反し、獨乙の國際收支表は刻々にその姿を變へ殊に賠償支拂第二期に於ては驚くべき變動を示してゐる。即ち戦前に於ては獨乙は二百五十億乃至三百億マークの海外投資を有し、それより得らるゝ國際收入はその他の貿易外諸收入と合して、恒常的輸入超過を決済して尙ほ多額の餘剰を見たのである。かくて國外投資はいよゝゝ累積し、國際經濟に於けるその地位はいよゝゝ強固であつた。しかるに大戰とこれに續く媾和とは獨乙のこの有利なる地位を根底より覆した。即ち海外投資の全部は事實上消失し、從てこれに基く國際收入もまた國際支拂表からその姿を消した。しかも商品貿易に於ては依然入超を繼續するがゆゑに、獨乙の國際支拂上の地位は今や極めて薄弱である。その上、戦後新たに負へる賠償債務はドーズ案によつて甚しく輕減せられたりと雖も、これを前者と合すときは、既に到底戦後の獨乙の資力の堪ふる處ではない。かくて、ドーズ案の實施により通貨安定し、信用回復するや否や、獨乙國內は洪水の如き外資の氾濫を見たのである。而してこの輸入外資は一方國際過程に於ては、その一部分を以て(一)賠償支拂のトランスファーを辨じたるは勿論のことなるが、その主要なる部分が悉く(二)貿易尻の決済に當てられたのである。しかも他方國內過程に於ては殆んどその全

部が獨乙産業の將來の發展を培ふための設備資金並に運用資金として利用せられたのである。蓋しこれドーズ案に於て目論まれた獨乙生産力再建の上に賠償金受領を期待する賠償債權國の意圖に添ふものであり、またこの意圖に合意したる獨乙政府の本意でもある。而していま「國家破産」より「國家和議」の過程を辿りつゝある全賠償問題の展開に即して考ふるとき、この事實こそ、政治的國際債務の商業化への現實の一步と解すべきであらう。即ち世界大戰によつて集積の速度を早めた世界の金融資本特に米國金融資本はドーズ案の成立によつて獨乙國民經濟に於て好箇の投資分野を發見し、獨乙産業の合理化による収益により投資利潤と賠償支拂とを合せて期待するものと見ることが出来る。ドーズ案成立の直後「The Dawes Plan and The New Economics」なる一書を現はして資本輸出の國際間に於ける生産力移動要素としての方面を高稱したる George P. Auld の立場はこの見解を代表するものであらう。

かくて獨乙國民經濟に於ける戦後殊に賠償支拂第二期に於けるこの出來事は明かに獨乙をして政府勘定に於ても民間勘定に於ても、ともに世界最大債權國の一より世界最大債務國に轉せしめた。その結果として、ヤング案實施を以て始まる賠償支拂第三期に於ける獨乙は(一)前述賠償債務と(二)貿易上の缺損の外に(三)既に輸入されたる外資に對する元利支拂義務をも負擔せねばならないことになつてゐる。

一九二八より一九二九年に亘り特にドーズ案以後の獨乙の經濟事情調査のため合衆國華府 Council on Foreign Relations より派遣せられたるコロンビア大學教授アンジェル氏の周到なる計算⁹⁾によれば一九二四——一九二八年に至る期間に於ける獨乙の國際收支勘定は左の如くである。

獨乙國際收支表 (1924—28) (單位百萬マーカー)

借		貸	
方	方	方	方
外債發行額 (純手取金)	6,200	貿易餘損額(純入超過—賠償を含む)	10,300
自國證券賣却額	5,500—6,000	正貨流入額	2,600
外國(1928未現在額)の短期信用額	6,000—6,500	外資元本償還利子利潤支拂額	2,700
勤勞收入額	1,200	現金賠償額(8及6以外のもの)	2,300
未決算額	2,000	外國證券買入及び外國への短期信用額	3,000—4,000
總計 (精算)	21,000—22,000		21,000—22,000

即ち一九二四年より一九二八年に至る五ヶ年間に於て、獨乙はまづ借方勘定に於て百億マーカーを越ゆる商品輸入超過——實物賠償を含む——と二十六億マーカーの正貨流入を來し、その上賠償金として二十三億マーカーの現金支拂と輸入外資に對する利子利潤及び原本償還として約二十七億マーカーを支拂ひたる外、なほ此期間に於て短期及び長期を合せて三十億乃至

四十億マーカーの國外投資を行ふてゐる。以上二百億マーカーを超ゆる多額の借方勘定に對立するものとしては僅かに約十二億マーカーの勤勞收入を除く外は、殆んど全部外資による貸方勘定である。

以上によつて見るに此期間に於ける獨乙の外資輸入總額は百八十億乃至百九十億マーカーであるが、その内、對外再投資額を差引けば純輸入額と見るべきものは百五十億乃至百六十億マーカーとなる。而してこの計算は他の資料によりたるリーフマンの數字と大體一致してゐる。⁹⁾

かりに一九二八年末に於ける外資現在額を最小限度に見積りて百五十億マーカーとすれば、これを金利八分を以て計算すれば利子支拂年額十二億マーカーとなる。元本償還については暫くリーフマンの見解に従つて獨乙の海外再投資額より得らるべき利子收入と略ぼ相殺し得るものと假定する。¹⁰⁾しかるときは、ヤング案初年度に於ける賠償年金額十七億八百萬マーカーより實物賠償として規定せられたる七億五千萬マーカーを差引けば、正味現金賠償額は九億五千八百萬マーカーとなる。¹¹⁾これに前の外資利子支拂額十二億マーカーを合算すれば一九三〇——三一年度の貿易外對外支拂額は二十億マーカーを越すべき筈である。かりに國際金融市場が獨乙の要求に應じて無際限に資金を供給し得るものとせば、この上なほ過去五ヶ年の貿

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

易平均缺損額約二十億マークの支拂勘定を加算せねばならぬ。¹²⁾かくてヤング案實施第一年度——計算の便宜上一九二九年後半期はこれを取扱はぬこととする——に於ける獨乙の國際收支勘定に於ては約四十億マークの缺損額を見るべき勘定となる。

(6) Moulton and McGuire, Germany Capacity to Pay 1923, p. 26 ff.

(7) この場合に輸入外資の一部分が獨乙の貿易尻決済に當てられたとの言葉は或は誤解を招く恐なしとせぬ。蓋し正常なる國民經濟發展の過程に於ける外資輸入は商品若くは勤勞輸入の形態を取るを常とするものなれども、獨乙の場合に於ては戦前一八九〇年代以來常に畧同一程度の入超を繼續し來り(海外投資收益勘定により國際收支は均衡)戦後に於ても此大勢は依然と

借考 ×一九二三及一九二四年は貿易行政の一部が外國の手に歸しあるため信賴し得ず
〔獨乙統計年鑑一九二九(一八六頁)より算出〕

獨乙輸出入差額表

年度	輸入	輸出	入超(△)	出超(△)
1880	2,803	2,923	△ 120	
1881	2,962	3,029	△ 67	
1882	3,098	3,224	△ 126	
1883	3,200	3,259	△ 39	
1884	3,236	3,190	△ 46	
1885	2,922	2,854	△ 68	
1886	2,873	2,974	△ 101	
1887	3,109	3,137	△ 28	
1888	3,264	3,209	△ 55	
1889	3,990	3,165	825	
1890	4,146	3,327	819	
1891	4,151	3,176	975	
1892	4,019	2,954	1,065	
1893	3,962	3,092	870	
1894	3,938	2,961	977	
1895	4,121	3,318	803	
1896	4,307	3,525	782	
1897	4,681	3,635	1,046	
1898	5,081	3,757	1,324	
1899	5,483	4,207	1,276	
1900	5,766	4,611	1,155	
1901	5,421	4,431	990	
1902	5,631	4,678	953	
1903	6,003	5,015	988	
1904	6,354	5,223	1,131	
1905	7,129	5,732	1,397	
1906	8,022	6,359	1,663	
1907	8,749	6,846	1,903	
1908	7,667	6,399	1,268	
1909	8,527	6,594	1,933	
1910	8,934	7,475	1,459	
1911	9,706	8,106	1,600	
1912	10,692	3,957	1,735	
1913	10,770	10,097	673	
1923	6,150	6,102	48	
1924	9,083	6,552	2,531	
1925	12,362	9,290	3,072	
1926	10,002	10,415	△ 413	
1927	14,228	10,801	3,427	
1928	14,001	12,301	1,700	

して動かす、海外投資收益のかかりに新らしき外資輸入によりて國際收支は均衡(謂はば獨乙國民經濟——國民生産力——の構成が遂に此種の國際收支勘定に順應したるものと見るべきであり、従つて、今日に於ては獨乙の貿易構成は國民經濟の必然的構成要素であり、外資の輸入はこれまた獨乙の貿易構成に順應して國際收支の均衡を維持するものと見ることが出来る。

(8) アンジェルが使用したる計算の基礎左の如し。

外債發行額——賠償支拂總代表者の報告書による。但し發行事務取扱手数料及び割引料として額面金額より八・五%を差引く。
勤勞收入額・貿易缺損額・正貨流入額及び現金賠償額——Wirtschaft und Statistik 其他の官廳統計による。

自國證券賣却額・外國よりの短期信用額・外資元本償還利子利潤支拂額・外國證券買入及び外國への短期信用額——公私各方面に於ける個人的調査による。
但し出来る限り過大見積りを避けて過小見積りによつてある未決算勘定——右個人調査の誤差修正用として設けられてある。

(Angell, The Recovery of Germany, 1926, p. 303.)

(9) リーフマンは Wirtschaft und Statistik により此期間に於ける外資輸入額を百五十億マークと計算してゐる。
(Liefmann, Inlandskapital Auslandskapital Kriegskriegsribute; 1920, S. 74.)

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

Deutsche
Auslandsverschuldung
in Millionen Mark.

Stand Ende	lang- fristig	Kurz- fristig	ins- gesamt
1924	1,000	1,500	2,500
1925	2,256	3,000	5,256
1926	3,952	3,500	7,452
1927	5,475	4,500	9,975
1928	7,014	8,000	15,014

(10) Liefmann, a. a. O. S. 114.

(11) しかも實物賠償の額は漸次(年々五十萬マークづつ)遞減するに反して、賠償年金總額は遞増するがゆゑに、將來の現金賠償年額は次第に増大せざるを得ぬ。而して十年後に至れば現金賠償のみとなり、その年額もまた増して二十億マークを超えるやうになる。そして爾後二十六ヶ年間は大體この状態を續ければならぬ筈である。(Report, Pt. III, Pt. VIII (F.))

(12) たゞ計算の便宜上將來も必要な資金を國外より仰ぎ得るものと假定したのであるが、實際の狀態は外資の大半は短期借入の方法によるものであるから何時無警告にて回収されるやも計られぬ危険に露されてゐる。殊にアインツヒヒも論じてゐる如く (Paul Finzig, Some New Features of Gold Movements, Econ. Journal, March 1930, p. 57 ff.) 近時いよいよ國際金融中心地に於ける“international speculation”と“interest arbitrage”に基く國際資金移動の趨勢が顯著となるに従つて、以上の假定は最も不自然なる假定に過ぎない。將來長く維持され得るとは考へられない。

六

つぎに考察すべきことは、獨乙國內生産力増進の問題である。即ち、ドーズ案の成立によつて樹立せられたる獨乙の國際信用により招き寄せられたる外資が、果して豫期せられたるが如く國內産業の合理化により國際支拂の基礎を培ふことが出来たかどうか。

確かに一九二四年以後に於ける獨乙國內經濟の著しき發展は何人の眼をも逸することは出来ぬ。即ち(一)その工業生産量は一九一三年の水準を越え(二)國民は尠くとも戰前程度の祐

福を示し(三)政府の豫算は均衡を回復し(四)帝國銀行の基礎はいよ／＼強固となり(五)貿易は略ぼ戰前程度を回復し(六)賠償年金は遲滞なく支拂はれてゐる。のみならず産業合理化の直接の效果としては(一)一九二四年以來生産量に於て約四〇%の増進を遂げ(二)生産費は著しく低下し(三)貨銀は却つて堅實に騰貴してゐる。更らに(四)大多數の工業會社は相當の利益を收め(五)世界市場に於ける競争力を取返し(六)完成品輸出量も亦漸増しつゝある。これらの事情については既に賠償支拂總代表者バーカー・ギルバート氏の報告書もあり、また特に獨乙經濟復興事情調査のために日米兩國より派遣せられたる向井鹿松氏及びアンジェル氏も等しく立證せるところなれば、詳論は他日の機會にゆづり、こゝには以上の程度の叙述にとゞめておく。¹²⁾

これを綜合するに、獨乙は國內的には生産力を回復し、能率を増進し、生産費を低下し——輸出増進のための基礎條件を完備するに至つた。にもかゝらず、他方依然として海外市場は獨乙のために開放せられず、従つて、整備したる獨乙の生産設備はこれを十二分に運用することによつて却て生産過剰を呼び起すべき危機に瀕してゐる。

翻つて國際金融市場に於ける獨乙の地位を見るに、かくの如き大規模の生産設備の整頓のために輸入せられたる莫大なる外資が悉く長期資金にあらずして、その三分の一乃至二分の

一は短資の借替繼續の方法によつてゐるため、或は國際金利關係の微細なる動きにより、或は國際政情の推移により、或は國際投機市場の趨勢に應じて何時外國投資者よりの回收要求に出合はぬとも期せられぬ状態にある。即ち金融上の關係より見れば獨乙の輸出産業は極めて繊弱なる基礎の上に立つてゐると謂はねばならぬ。¹³⁾

しかも差當りは(一)多分の自然的條件によつて制約せらるゝ獨乙の國際經濟上の地位と(二)關稅障壁による獨乙輸出品の海外販路閉塞のため、獨乙商品に對する需要の側に於ても供給の側に於ても、その伸縮性は極度に制限せられ結局は短時日の間に急激なる輸出の増進を不可能ならしめてゐる。もとより國際金融市場の急變によりその正常的資金供給の途が絶たれて獨乙の國際收支勘定が他の方法によつて均衡維持を強要せられるときは輸入減少の餘地が全くない譯ではない。がその程度については既にモールトンが論じてゐる通り¹⁴⁾あまり多くの期待を繋ぐことは出来ぬ。従つて近き將來に於て賠償支拂を究極的に期することは困難である。換言すれば外資に頼らざる眞のトランスファアの實行は近き將來にこれを期待することは出来ぬ。¹⁵⁾蓋し(一)の要素は單に消極的に急速なる輸出増進の勢を阻止する作用をもつのみなれども、(二)の要素は相手國の保護政策により人爲的に作用するときは積極的に輸出の増進を妨ぐる力をもつてゐるから。

かりに各國の關稅政策が次第に自由通商主義に向ふものとして、獨乙國內の充實せる生産設備を十二分に働かせて、輸出の増進を計るとしても、獨乙の輸出が大部分輸入に依存する關係上、その輸出増進額は直に出超増進額とはならず、常に必然的に比例以下の増進より期待することは出来ぬ。いま曩きの計算に基き、かりに四十億マークの輸出増加を發動せしむることによつてトランスファア問題を最終的に解決し得るものとするならば、それは現在の總輸出額の三割増、完製品輸出額の四割増に當る。この程度の輸出増加を期待するには尠くとも二三十年の期間(註參照)を必要とする。その長き期間、獨乙は一方に於ては國際收支の均衡の必要上絶へず國際金融市場に資金を仰がねばならぬとともに、他方次第に増進するその輸出能力によつて、各債權國は不斷の競争を被り、世界の産業は萎靡し、恒久的不況を免れないであらう。

この際考慮に入るものは、獨乙の輸出のために——既存の市場の外に——新市場を目ざすことである。この點は國際決済銀行の第二次職分としてヤング案に於ても考へられてゐるところである。¹⁶⁾しかし、此の方面に於て最も望み多きものは對露通商問題の完全なる解決である。(本誌二月號七頁) この途一と度び開かるゝならば露獨は過去の歴史に於て最も密接な

る關係をもつがゆゑに、獨乙の智識技術設備等は比較的容易に露國に輸出せられ得るであらう。露國もまたこれを欲するであらう。なほこれに劣らぬ重要性をもつ新市場としては東洋諸國殊に支那である。即ち世界大戰以後に於て世界に於ける最も若き産業國としての支那の擡頭は、必ずや獨乙に對して好箇の新市場を提供するであらう。

しかし如何に新市場を開發しても、それは一方、獨乙に對してこそ、輸出超過の實現従つて實際收支勘定上の餘裕を作出し、トランスファーを可能ならしめるだらうが、他方現在高率關稅を以て獨乙よりの輸入品に備へつゝある如き債權國に取つては、獨乙のための新市場の開發は、畢竟世界市場に於ける自國輸出産業に對する競争を激甚ならしむる結果となり、従つて高率關稅によつて防止さるべき國內産業の打撃に代ゆるに、國際市場競争の激化による輸出産業の打撃を以てする結果となる。いづれにしろ世界資本主義今日の發達の段階に於ては、債權國の金融資本の利益と産業資本の利益とはある程度まで背反せざるを得ないやうである。而して高度に發達したる今日の各産業國に於ては、金融資本は事實上産業資本を支配しつゝあるがゆゑに、この背反は結局は、債權國の金融資本自體内部に於ける背反である。換言すれば、債權國の金融資本はその支配せる國內産業の利害を犠牲としてもなほ外國産業の利益を撰ばねばならぬか。或はまた對外投資の利害を犠牲としてもなほ自國産業を擁護せねばな

らぬか。所詮は金融資本國際化の程度こそ、これが決定の鍵であらねばならぬ。

しかも獨乙の輸出増進のために以上の如き打撃を最も甚しく被るべき國は、國際經濟關係に於て最大債權國たるアメリカであらねばならぬ。即ちアメリカは獨乙賠償輕減——それは對歐戰債輕減の方法によつて——の途をとつて國內産業を保護すべきか、或は國內産業を犠牲としても——それは關稅輕減の方法によつて——獨乙のために輸出市場を開放すべきか、この Alternative をアメリカが進んで解決せざる限り、世界經濟は永久に光明を見ることが出来ない。蓋し自然より惠まるゝこと最も大なるアメリカが歴史の過程に於て世界最大の債權國となりながら、なほ昔ながらの世界最高の保護貿易國たるの夢を追はんとしてゐる。尠くとも十九世紀に於ては英國は世界最大の債權國であつたが、同時に自由貿易國として國際經濟機構の自然の運営が行はれて居つた。そしていま英國はその往くべきところにゆきつゝある。アメリカは第二の英國たることを欲しないやうに見える。しかしその欲すると欲せざるとに論なく歴史はそのゆくべき必然の途をアメリカに指令するであらう。

(三一・三一・一五)

(21) Deutschland unter dem Dawes-Plan, Der Bericht des Generalagenten vom 22 Dezember 1928, S. 163-193, 向井鹿松氏産業の合理化三四三頁以下。

獨乙の外資輸入と賠償支拂の將來

Angell, The Recovery of Germany 1929. p.p. 76-81.

(31) リーフマンは獨逸の輸出産業が外資に依頼する危険の本質を單に短資の借替繼續にのみ見ずして、長資の場合に於ても「企業参加」より「企業支配」に轉化する可能性について詳論してゐる。

(Robert Liefmann, Inlandskapital, Auslandskapital, Kriegstrübe, 1930. S. 87 ff.)

なほ註(2)参照。

(32) Moulton and McGuire, Germany's Capacity to Pay 1923. p.p. 23-46.

(33) 將來に於ける獨逸の輸出増進可能性を考ふるにつき國際價格要素が最も重要な役割を演ずべきは勿論であるが、この問題は一般國際支拂理論の中軸を形造るがゆゑに稿を改めて取扱ふこととし、ここにはただ巨額の外資輸入が止まざる限り——産業合理化にはおのづから限度が豫想せられるから、——獨逸輸出品の價格は貨銀引下によらざれば國際價格關係に於て輸出能力を増進し得べからざることを云ふにとどめやう。

(34) Report, Pt. VI. (c).

昭和六年五月十日印刷

昭和六年五月十五日發行

神戸商業大學商業研究所

神戸市吾妻通三丁目十七番屋敷

印刷者 佐藤爲吉

神戸市吾妻通三丁目十七番屋敷

印刷所 中外印刷株式會社

商業研究所講演集既刊目次

第一輯	經濟的文化發達の道程に於ける二傾向 海上に於て生ずる費用及損害の負擔者如何	坂西 由藏 田崎 慎治	第二十五册	本邦倉庫の職能に就て	内池 廉吉
第二輯	戰後に於ける國際貿易の趨勢 所得税と會社經營	丸谷 喜市 石橋 五郎	第二十六册	會計事務の管理	原口 亮平
第三輯	最近に於ける各國關稅政策の傾向 海法の將來	原口 亮平 瀧谷 善一	第二十七册	貨幣制度に於ける金の地位	田中 金司
第四輯	獨逸賠償金問題の前途 取引保護より見たる民法	瀧谷 善一 增井 光藏	第二十八册	リーフマンの限界餘剩均等の法則	丸谷 喜市
第五輯	世界戰爭によりて獨逸の被れる 人口上の損失	坂西 由藏 石田 文次郎	第二十九册	英國の關稅政策	瀧谷 善一
第六輯	保全會社に就て	原口 亮平	第三十册	我國の人口集積と國策	石橋 五郎
第七輯	資本の流通と有價證券	福田 敬太郎	第三十一册	勞働爭議調停法と罷業の自由	丸谷 喜市
第八輯	中央卸賣市場に就て	内池 廉吉	第三十二册	資本の維持と經營の維持	原口 亮平
第九輯	和議法に就て	齊藤 常三郎	第三十三册	住所に關する考察	齊藤 常三郎
第十輯	社會運動と社會進化	坂西 由藏	第三十四册	限外發行論	田中 金司
第十一輯	復興景氣と戰爭經濟學	津田 武二	第三十五册	公債乎租稅乎	花戸 龍藏
第十二輯	白地引受に就て	烏賀陽 然良	第三十六册	稅法上の損益	原口 亮平
第十三輯	經濟組織の發達と貨幣の職能	增井 光藏	第三十七册	支拂猶豫に關する法律的考察	齊藤 常三郎
第十四輯	最近に於ける英國の關稅政策	瀧谷 善一	第三十八册	經營學に於ける實用主義	平井 泰太郎
第十五輯	商業學の教授上に實際問題を用ふる價值	田崎 慎治	第三十九册	破産及び和議と信託	齊藤 常三郎
第十六輯	企業の發展と有價證券	福田 敬太郎	第四十册	英關銀行券と政府紙幣との合併に就て	田中 金司
第十七輯	最低賃銀に就て	丸谷 喜市	第四十一册	商學の任務とその内容	福田 敬太郎
第十八輯	物價論の一考察	田中 金司	第四十二册	新らしき主義の民法	齊藤 常三郎
第十九輯	會計より觀たる物價と經營との關係に就て	原口 亮平	第四十三册	市場の發生及び發展	福田 敬太郎
第二十輯	爲替相場決定について	增井 光藏	第四十四册	破産管財人の監督	齊藤 常三郎
第二十一輯	民事政策と辯護士制度	齊藤 常三郎	第四十五册	金本位制に於ける爲替統制	田中 金司
第二十二輯	景氣豫報の實現	津田 武二	第四十六册	貨幣制度に於ける最近の傾向	高垣 寅次郎
第二十三輯	ドーブ案の國際經濟理論	增井 光藏	第四十七册	法人信任の傾向	齊藤 常三郎
第二十四輯			第四十八册	市場經濟と獨占的企業	福田 敬太郎
			第四十九册	米價の統制に就て	内池 廉吉
			第五十册	獨逸賠償金支拂理論の考察	生島 廣治郎

終